

令和8年度中山間ふるさと啓発推進事業
「中山間地域の特産農産物を活用した誘客促進」
業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 委託業務名

令和8年度中山間ふるさと啓発推進事業
「中山間地域の特産農産物を活用した誘客促進」

2 業務目的

本業務は、過疎化や高齢化が進行する中山間地域への誘客を促進するために、埼玉県内の中山間地域に点在する農業資源等を広域的に可視化する「中山間地域の農業・地域資源周遊マップ（仮称）」（以下「中山間マップ」という。）を作成するとともに、当該マップの作成過程を通じて、これまで十分な支援や情報発信が行き届いていない地域を抽出し、当該地域の農産物PRを伴うイベント等を実施するものである。

これにより、本県中山間地域全体の認知向上を図るとともに、中山間地域における農業や農産物の有する多面的機能への理解を深めることで誘客促進を図り、将来にわたる持続的な地域活性化につなげることを目的とする。

3 対象地域

県内の中山間地域全域（別表参照）

4 委託期間

契約日から令和9年3月11日（木）

5 委託業務の内容

本業務は、中山間マップの作成を通じて、中山間地域の特性の把握及び支援重点地域の抽出を行い、農産物PRやイベント実施へと段階的につなげることにより、中山間地域全体の活性化、支援が行き届きにくい地域への重点的な支援、農業の有する多面的機能に関する啓発活動を図るものである。

（1）中山間マップの作成

対象地域の農産物直売所、農業体験ができるスポット、特産農産物等の情報収集を行い、位置、アクセス方法、特徴・体験内容等を掲載する中山間マップを作成すること。

また、中山間マップは、鉄道駅や道の駅、観光案内所、イベント会場等での配布を想定し、見やすく持ち運びやすいサイズやデザインとする等、工夫を施すこと。

ア 対象地域

- ・特定の市町村に限定せず、別表に示す地域全体とすることが望ましい。

イ 掲載内容

- ・農産物直売所及び農業体験に関する情報

- ・特産農産物及び地域農業の特徴

- ・地域の暮らしや自然に触れることができる施設等の情報

※ 掲載項目や構成については、地域の魅力や特性が分かりやすく伝わるよう、また、誘客を促進する内容となるよう工夫すること。

※ 個々の施設などの単なる一覧とするのではなく、地図の形態をベースにして、地域全体の位置関係を把握できる構成とすること。

※ 地域間の特性の違いが把握しやすい内容とすること。

※ 掲載内容は埼玉県ホームページ「グリーン・ツーリズム埼玉」*の掲載施設を参考にできるものとする。

* <https://www.pref.saitama.lg.jp/greentourism/index.html>

ウ マップ形態・提出方法

- ・紙媒体及びデジタル媒体

・紙媒体の印刷部数は、事業効果を踏まえた配布先・配布部数を、受託者が検討・提案し、県と協議の上決定すること。

・デジタル媒体は、県が将来的に増刷、再編集及び二次利用を行うことが可能な状態とすること。

(2) 中山間地域の農産物PRを伴うイベント等（ワークショップ含む）の開催

中山間地域の中でも、支援や情報発信が十分に行き届いていないと認められる地域を対象として、当該地域で生産されている農産物や地域農業の取組について理解促進を図る農産物のPRを中心としたイベント等を開催すること。

ア 対象地域の考え方

- ・中山間地域の中から、以下の①から③に該当する地域を勘案し、支援や情報発信が十分に行き届いていないと認められる地域を対象とすること。

① 人口減少や高齢化が著しく進行している地域

② 農業経営体数や担い手が少ない地域

③ イベント等の開催や広報などの実績が比較的少ない地域

- ・上記と併せて、農業者や地域団体等から、発信や支援を求める意向や課題意

識が確認できる地域であることを考慮すること。

- ・対象地域については、受託者による調査を実施したのちに、整理を行った上で提案し、県と協議の上決定するものとする。

イ 農産物PRの内容

- ・対象地域で生産されている農産物について、以下の①から③に該当する事項が分かる形でPRを行うこと。

- ① 主な農産物の種類や特徴
- ② 生産背景（中山間地域で生産されている理由、工夫等）
- ③ 地域農業の取組や特色

- ・農産物の単なる販売・展示にとどまらず、来場者の理解促進や関心喚起に資する工夫をすること。

ウ イベント等の内容・構成

- ・イベント等は、上記（2）イの農産物PRを中心に、以下の①から③の要素を組み合わせた内容とすること。

- ① 農産物及び地域農業の紹介
- ② 生産者の紹介や生産者の思い、地域の取組が伝わる展示・説明
- ③ 中山間マップを活用した対象地域の紹介

- ・農業体験や地域との交流等、農業を通じて地域の暮らしや環境に触れられる機会の創出に配慮した構成とすること。

- ・イベント等の開催にあたっては、対象地域の農業者や都市住民などが参加可能なワークショップを合わせて実施するものとする。

エ 中山間マップの活用方法

イベント等の実施にあたっては、上記（1）で作成した中山間マップを活用し、以下の①から③の内容が伝わるよう工夫すること。

- ① イベント等の対象地域が中山間地域全体の中でどの位置にあるか
- ② 当該対象地域で体験・来訪できる農業資源の内容
- ③ 中山間地域の来訪意欲や周遊意欲の喚起につながる内容

オ 開催方法・場所

- ・イベント等の開催方法は、以下の①②のいずれか、またはその組合せとすること。

- ① 単独イベントとしての開催
- ② 既存イベントへの出展・参加

- ・開催場所は、上記（2）アの対象地域内または都市部等の集客効果が見込まれる場所とし、事業効果を踏まえて受託者が提案し、県と協議の上決定すること。

カ 実施回数及び対象とする参加者

- ・開催にあたっては、イベント、ワークショップを一体的な取組として位置づけ、事業期間中に合計3回以上（イベント1回以上、ワークショップ2回以上）実施すること。
- ・実施にあたっては、①から④の者を主な対象とすること。
 - ① 農業者
 - ② 中山間地域の農業や農産物に関心のある地域住民
 - ③ 都市部在住者を含む、農業体験や地域資源に興味・関心を有する一般の来訪者
 - ④ 将来的に中山間地域への来訪が期待できる人

(3) 中山間地域における農業の有する多面的機能に関する啓発活動

上記(1)(2)の取組と併せ、中山間地域の農業生産活動により維持される多面的機能に関するチラシ等の広報媒体を作成し、啓発活動を行うこと。

なお、チラシ等の広報媒体の形態・提出方法については上記(1)ウと同様の取扱いとする。

(4) その他業務目的を達成するために必要な事項の実施（自由提案）

中山間地域の特産農産物や農業の取組、多面的機能に関する広報による啓発に向けて必要と考えられる事項を実施すること。

なお、実施にあたっては県と適宜協議の上、決定すること。

(5) その他留意事項

- ・事業計画内容の変更や、災害その他避けることのできない事由により、事業を中止せざるを得ない状況にある時は、速やかに県と協議し、代替方策の検討に努めること。
- ・事業実施にあたっては、地域全体の活性化に繋がる公益的な取組となるよう努め、一部の企業や特定の個人の利潤追求とならないよう留意すること。
- ・事業の実施状況について、県から報告を求められた場合は、遅滞なく応じること。
- ・上記事項の他に業務目的を達成するために必要な業務の実施にあたっては、県と適宜協議の上、決定すること。

(6) 報告書の作成

事業終了後速やかに、上記(1)から(4)の取組内容や意見交換などの結果を記載した報告書を提出すること。

なお、報告書の規格は30ページ程度（カラー）の電子ファイルとし、既存の資

料を参照した場合は、参考文献とその引用箇所を明示すること。

6 調査責任者の選任

受託者は契約締結後、速やかに本件調査を行うために必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、県の承認を得ること。

7 実施計画書の提出

- (1) 受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び工程表を県に提出すること。
- (2) 受託者は、実施計画書に従って業務が進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

8 留意事項

- (1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。
- (3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (6) 本事業の実施に起因して事故・トラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行いつつ、受託者は誠意をもって、当該事故・トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- (7) 本委託業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網等）については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。
- (8) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。
- (9) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- (10) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。

別表

市町村名	地域（大字等）
飯能市	原市場、下赤工、上赤工、赤沢、唐竹、中藤上郷、中藤中郷、中藤下郷、白子、平戸、虎秀、井上、長沢、南、坂石町分、坂石、吾野、上長沢、高山、北川、坂元、南川、上名栗、下名栗
越生町	津久根、上谷、堂山、小杉、大満、龍ヶ谷、黒山、麦原
小川町	腰越、青山、上古寺、下古寺、増尾、飯田、原川、笠原、鞆負、木部、勝呂、木呂子、西古里、鷹巣
ときがわ町	全域
鳩山町	大橋、奥田、須江、竹本、泉井、高野倉、熊井
秩父市	寺尾、蒔田、田村、久那、山田、栃谷、定峰、太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、上影森、下影森、浦山、下吉田、吉田阿熊、吉田久長、上吉田、吉田石間、吉田太田部、大滝、中津川、三峰、荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川贄川
横瀬町	全域
皆野町	全域
長瀨町	全域
小鹿野町	全域
東秩父村	全域
本庄市	児玉町秋山、児玉町小平、児玉町太駄、児玉町河内、児玉町稲沢、児玉町元田
美里町	猪俣、白石、円良田
神川町	渡瀬、下阿久原、上阿久原、矢納
深谷市	二ツ小屋、前小屋
寄居町	折原、立原、秋山、三品、西ノ入
春日部市	西宝珠花、西親野井、塚崎